

②公正証書遺言書があり受遺者による払戻請求の場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備考	確認欄
1	公正証書遺言書謄本または正本 原本	遺言書の謄本または正本が必要です。	最新のものをご用意ください。	
2	相続手続依頼書	遺言書により指定された受遺者が署名・実印での捺印をお願いいたします。	当金庫窓口でお受け取りください。 遠方の方はご郵送いたします。	
AまたはBのいずれかをご用意ください。（原則発行日から6か月以内）				
3	A： 亡くなられた方の 戸籍謄本（全部事項証明書） 除籍謄本（除籍全部事項証明書） 改製原戸籍謄本など 原本	亡くなられた方の死亡の記載があるものをご用意ください。 戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、郵送請求書をご利用ください。	本籍所在の市町村役場でお取り寄せください。	
	B： 登記所（法務局）発行の認証文付き 法定相続情報一覧図の写し	法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。	保管の手続きを行った登記所（法務局）でお取り寄せください。	
4	受遺者の印鑑登録証明書 （原則発行日から6か月以内、融資取引のある場合は、発行日から3か月以内） 原本	受遺者のものをご用意ください。 海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。	現住所の市町村役場でお取り寄せください。	
5	受遺者の実印・本人確認書類	本人確認書類は公的書類（運転免許証、各種健康保険証など）をご用意ください。		
6	<お取引が預金のみの場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード	全ての預金通帳・証書・キャッシュカードなどをご提出いただきます。 紛失時は窓口にお申し出ください。	当金庫窓口でご確認ください。	
	<お取引に融資が含まれる場合>	お取引店舗へお問い合わせください。 内容により、ご用意いただく書類・枚数の追加をお願いする場合があります。		
	<お取引に出資金が含まれる場合> 出資証券	出資証券をご提出いただきます。紛失時は窓口にお申し出ください。 ・出資金脱退金のご入金については、翌年4月初旬となります。また、現金でのお支払いはできません。当金庫の口座へご入金またはお振込み（振込手数料がかかります）をお願いいたします。 ・相続書類の預かり時期によっては、翌々年4月初旬となる場合もありますのでご注意ください。		
	<その他のお取引が含まれる場合>	【貸金庫取引】 鍵・利用カード等をご提出いただきます。紛失時は窓口にお申し出ください。 原則、相続人皆さまの立会で開函し内容物の確認をお願いいたします。 【債券／保険／信託】 お取引店舗へお問い合わせください。		